

# 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

処 分 庁 名古屋市天白区社会福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成31年4月24日付けで提起した、処分庁による平成31年3月7日付けの生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

本件審査請求を認容し、原処分を取り消す。

## 事案の概要

- 平成25年6月10日、請求人は [REDACTED] にて生活保護の受給を開始した。
- 当該生活保護の受給中、請求人は自動車を保有していた。[REDACTED] 社会福祉事務所長は請求人の自動車保有を否認した上で、自動車を処分するよう指導し、3回にわたって指示書による指導も行われた。
- 平成28年8月1日、[REDACTED] 社会福祉事務所長は、請求人へ弁明の機会を与えた上で、指導指示に従わなかったことを理由として保護廃止決定処分をした。
- 平成29年6月29日、請求人は生活困窮を理由として、処分庁に対して生活保護の開始申請を行い、処分庁は同日付けで受理した。その際、請求人は自動車を夜勤の仕事で使用していること及び生活に自動車が必要であるとの医師の診断があることを申立て、資産申告書には自動車を保有している旨の記載があった。
- 同年7月13日、処分庁は同年6月29日付けで請求人につき保護を開始する決定を行った。また同日、処分庁へ来所した請求人に対して、口頭で自動車の処分指導を行った。
- 同年10月2日、請求人が処分庁へ来所した際、処分庁職員は自動車の保有状況について聴取し、自動車を保有していることを確認した。そこで、処分庁はケース診断会議を開催し、「保護受給中に自動車を使用しないこと。平成29年10月31日までに自動車の処分をすること。」と記した指示書を交付することとし、請求人に対して内容を説明した上で、指示書を手交した。

- 7 同年 11 月 24 日、処分庁はケース診断会議を実施し、「公共交通機関が利用可能であること」、「当該勤務の収入が自動車の維持費を大きく上回るとは言えないこと」などを理由として、自動車の保有要件に請求人は該当しないことを確認し、指示書を交付した上で、今後も自動車の処分が履行されない場合には弁明の機会を設けることとした。
- 8 同年 12 月 8 日、処分庁は、平成 29 年 11 月 27 日付けの自動車の処分に関する指示書を送付した。
- 9 平成 30 年 2 月 1 日、処分庁は請求人に対し、自動車の処分に関する指導指示違反について弁明の機会を設けた。その際、請求人からは自動車の保有について、仕事をするために必要であること及び精神科で処方されているエンシアを薬局から運搬するために必要であることを述べた。
- 10 同日、処分庁はケース診断会議を開催し、請求人の保護を停止した上で、自動車の処分指導をすることとし、同日付けで保護停止決定処分を行った。
- 11 同年 8 月 1 日、処分庁は請求人が保護停止後も自動車の処分を行わず、指示事項の履行が行われなかつたことを理由として、保護廃止決定処分を行つた。
- 12 平成 31 年 2 月 18 日、請求人は雇用保険求職者手当の支給が平成 30 年 10 月 5 日で終了したことにより収入が途絶え生活に困窮するとして、処分庁に対して保護開始申請を行つた。処分庁職員は、請求人に対して、保有している自動車の処分意思について確認したが、請求人からは処分の意思は示されなかつた。
- 13 同月 20 日、処分庁職員は請求人宅へ訪問した上で、自動車の保有について聴取した。請求人からは、精神科への通院のため必要であること及び精神障害のため公共交通機関を利用できず、自動車が必要である旨の申立てがあつた。
- 14 同年 3 月 1 日、処分庁はケース診断会議を開催した。その際、請求人の保有している自動車について検討し、通勤用としての保有及び通院等のための保有いざれも認めないと判断した。
- 15 同月 7 日、処分庁は請求人に対して、前回の保護中であった平成 29 年 11 月 27 日付けの自動車を処分する旨の指示事項が履行されておらず、保護要件を欠くことを理由として、原処分を行つた。
- 16 請求人は、平成 31 年 4 月 24 日、愛知県知事に対して審査請求を行つた。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

原処分を取り消す旨の裁決を求める。

請求人は、精神障害や腰の疾患を患つており、日常の生活や仕事の通勤において公共交通機関を利用するのが困難であり、自動車を利用する必要がある。また、請求人は複数の病院へ通院しているが、公共交通機関の利用が困難であるため、通院につい

ても自動車を必要としている。加えて、請求人は通院先から経管栄養剤エンシュアを処方されているが、それを公共交通機関で持ち帰ることは不可能であるため、この点においても自動車を利用する必要がある。

以上のとおり、請求人においては、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社123号厚生事務次官通知)等の規定に照らし、生活保護において自動車の保有が認められるケースであるにもかかわらず、自動車の処分の指示に従わないことを理由として生活保護の申請を却下した原処分は不当である。

## 2 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

請求人は、障害及び病状を理由として、通院及び日常生活において自動車が必要である旨主張するが、請求人の障害又は病状からして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第3の12答(2)にいう「当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難」とはいえず、「自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められる」場合にも該当しないことは明らかである。

その他、請求人は、就労のために自動車が必要であると主張するが、そもそも請求人は申請当時において就労しておらず、通勤用自動車としての保有は認められない。また、事業用自動車としての保有についても、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け厚生省社発第246号厚生省社会局長通知)第3の3「事業用品」の内容に照らし、保有自動車が請求人「世帯の収入増加に著しく貢献するもの」とはいえず、保有は認められない。

処分庁は、請求人が保有自動車の処分を内容とする指導指示に従わなかったことを理由として、平成30年8月1日付けで保護廃止としているが、今回の保護申請は、請求人が当時と同じ状況下において再度保護の申請をしたものであり、保護廃止時と原処分時において、請求人が自動車を必要とする主張の内容に特段変更はなく、またそれぞれの時点において主治医に自動車の必要性を確認するなどの検討を行っている。そのような状況で再度生活保護を適用することになれば、法第27条に規定する指導又は指示は形骸化されることになる。

請求人において、法第4条第1項に規定する「保護の補足性」及び法第60条に規定する「生活上の義務」を満たしていないことは明らかであり、原処分に違法又は不当な点はない。

## 理由

### 1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第2条は、「すべて国民は、この法律に定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下、「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」と規定され、生活保護における無差別平等の原則を定めている。
- (2) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる。」と規定され、保護の補足性について規定している。
- (3) 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と定めている。
- (4) 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定し、同条第3項において「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と定めている。

## 2 原処分の適法性について

- (1) 本件では、処分庁が行った原処分について、請求人は、自動車の保有が認められるべき事由がある旨主張して、原処分の取り消しを求めている。しかしながら、そもそも保護の実施機関において、過去の保護時になされた指導指示事項が、保護の再申請時までに履行されていないことを理由として、保護の再申請を却下することは、無差別平等の原則を定めた法第2条の趣旨に照らし、することはできないのが原則である。

一方、確かに処分庁の主張するとおり、保護の実施機関が、被保護者に対して指導指示違反を理由とする保護廃止決定を行った場合に、何らの状況も変わらぬまま、廃止後直ちに保護を廃止された者が再度の保護申請を行ったとき、実施機関があらためて保護を開始しなければならないとする、適正な保護の実施の担保を趣旨とする、法第27条第1項や法第62条第1項及び第3項の規定は、実質において形骸化することになる。

この点、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問10-3答では、稼働能力の不活用に関する指導指示違反を理由とした保護廃止の後、直ちに保護の再申請が行われた場合について、「保護要件を欠くものとして申請を却下することとして差し支えない。」とされている。

- (2) 本件は、保有自動車の処分を内容とする指導指示違反についてであるが、指導指示違反による廃止の場合である点においては共通しており、上記別冊問答集問10-3答の趣旨は、本件のような場合にも及ぶものと考えられる。そうすると、保有自動車の処分を内容とした指導指示に違反したことを行われた保護廃止

の場合においても、何らの状況も変わらないまま、直ちに保護の再申請がされたときは、過去の指導指示違反のみを理由として、保護申請を却下することができると考えられる。

しかしながら、本件では処分庁が請求人に対して、指導指示違反を理由として平成30年8月1日付けで保護廃止決定処分を行っているが、請求人があらためて保護の申請を行ったのは、それから6ヵ月以上経過した平成31年2月18日であり、「直ちに」再申請がされたとは評価できない。したがって、本件申請については、保護の要否判定上、保護を必要とされるときはあらためて保護を開始すべきであり、仮に保護申請後の調査等によって、前回の保護廃止のときと状況に変化がないなど必要と認められる際は、あらためて指導指示を実施することで対処すべきと考えられる。

よって、原処分は、前回の保護中に行った「指示事項が履行されておらず、保護要件を欠く」ことを理由として行われているが、これは法及び関係通知等の解釈適用を誤った不当な処分であると言わざるを得ない。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年5月18日

愛知県知事 大村秀章

